

プレミアム基準の活用に係る専門委員会における 検討内容等について

1. 検討目的

(1) プレミアム基準策定ガイドラインの策定経緯

平成 23 年度及び 24 年度に特定調達品目検討会の下に「判断基準の将来展開検討委員会」を設置し、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準）に関する検討を実施し、平成 25 年 3 月にプレミアム基準の要件や具体的な設定方法等を示した「プレミアム基準策定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」をとりまとめた。

(2) 検討目的

ガイドラインが策定されて 1 年余が経過したところであるが、平成 26 年度の国等の調達方針では、ほとんどの府省庁で「基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める」旨の記載がされるなど、プレミアム基準の趣旨を踏まえた調達方針が作成されていると考えられる。一方、具体的な品目やより高い環境性能の基準を調達方針に記載している機関は限られており、国等の機関（調達側）においてプレミアム基準の設定対象品目や具体的な基準の設定方法が十分に理解されていないこと、または理解されているものの、調達者にとって容易に利用可能な方法が示されていないこと等により、その活用を図ることが難しい状況にあるものと考えられる。また、供給側にとっては、プレミアム基準が具体的な特定調達品目の判断の基準等や調達方針等に位置づけられていないことから、現段階では物品等の技術開発の方向性や優先順位の設定に活かされていない状況にあるものと考えられる。

このため、調達側及び供給側の双方にとって、プレミアム基準を有効かつ容易に、また積極的に活用するため特定調達品目の調達においてプレミアム基準を適切に位置づけるための方策について検討する。具体的には、プレミアム基準を活用するための考え方の整理を行うとともに、プレミアム基準を活用した判断の基準等の設定が可能な品目を検討の上、試行対象品目を抽出し、当該試行対象品目に係るプレミアム基準の設定を行い、プレミアム基準の活用例として例示する。

2. 専門委員会

検討会の下に「プレミアム基準の活用に係る専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置し、専門的な調査・検討を実施する。

（1）専門委員会委員

専門委員会の委員については、以下のとおり（五十音順・敬称略）。

奥 真美	首都大学東京 都市教養学部都市政策コース教授
（座長）乙間 末廣	北九州市立大学国際環境工学部教授
醍醐 市朗	東京大学大学院工学系研究科特任准教授
田原 聖隆	独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門 社会とLCA研究グループ長
橋本 征二	立命館大学理工学部環境システム工学科教授
原田 幸明	独立行政法人物質・材料研究機構特命研究員
平尾 雅彦	東京大学大学院工学系研究科教授
安井 至	独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

（2）検討スケジュール

専門委員会においては、概ね以下のスケジュール及び内容で検討を行うものとする。
なお、特定調達品目全体の検討スケジュールは、[資料1](#)参照。

● 第1回専門委員会（平成26年7月7日）

- 専門委員会における検討方針等について
- 試行対象品目候補について

● 第2回専門委員会（平成26年10月上旬）

- プレミアム基準の活用に係る考え方の整理
- 試行対象品目の選定及びプレミアム基準の設定案

● 第3回専門委員会（平成27年2月中～下旬）

- プレミアム基準の活用に係るとりまとめ（調達試行案の提示等）
- 平成27年度における検討課題等について

3. 検討内容

（1）プレミアム基準の活用方策に係る考え方の整理

プレミアム基準は、対象となる品目について需要側から重視すべきライフサイクル段階や環境負荷項目、情報提供・情報公開の内容や施策連携等に係る基準を示すこと

により、供給側にとっては環境物品等の技術開発の方向性や到達目標が明示され、開発のインセンティブとなるものである。しかしながら、現段階では調達者が様々な調査や検討を行った上でプレミアム基準を設定することは現実的には困難な場合が多いことから、専門委員会においてプレミアム基準の活用方策を検討するとともに、その考え方を整理する。併せて配慮事項については、定量化や判断の基準への格上げ等プレミアム基準に活用する方法等について検討を行うものとする。

本年度は、プレミアム基準として活用可能な項目を、判断の基準の他に満たすべき選択肢として複数設定し、所定の項目数を満たすことを要件とする方法（選択方式）を中心に検討を行うこととする（資料5別紙参照）。

さらに、上記のような一定の普及・活用を目指したプレミアム基準の活用方策を検討するとともに、広くその波及を図る観点から、イベント等の実施に際して特に環境性能の高い基準を設定してグリーン購入を実施することが考えられることから、イベント等におけるプレミアム基準の活用方策について検討する。具体的には、これまでのイベント等（オリンピック等）におけるグリーン購入の実施状況を調査し、プレミアム基準の活用にあたっての考え方を整理する。

（２）試行対象品目の検討

ガイドラインにおいては、プレミアム基準の対象とする品目について、以下の観点から優先順位を検討し、選定することとされている。

- ① 調達量又は販売量の多い品目であって、相応の環境負荷低減効果が見込まれる品目
- ② 国等の機関に止まらず、地方公共団体や民間部門（事業者、消費者）等への波及効果が見込まれる品目
- ③ 新たな技術開発や普及の進展等により一層の環境負荷低減が見込まれる品目
- ④ 環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目 等

また、上記に加え、⑤国内外の各種制度やエコマーク¹等の環境ラベル等の動向（整合又は参考としている制度・基準等の改定・基準レベル等）などを勘案し、対象品目候補を選定することが望ましいと考えられる。

さらに、プレミアム基準の設定を考慮すると、対象品目がガイドラインに示されたプレミアム基準の要件（後述3（2）参照）を満たすとともに、基準の設定が容易であることが品目の選定にあたって必要となる。

このため、①～⑤に示した対象品目選定の考え方のいずれか又は複数の組み合わせを満たすとともに、比較的容易にプレミアム基準の設定が可能と考えられる品目を対

¹ グリーン購入法の特定調達品目に対応するエコマーク商品類型の認定基準は、原則として当該品目に係る判断の基準を包含し同等以上の上位互換となっていることから、エコマーク認定商品は、特定調達物品等かつ第三者認証を受けた物品等となっている。

象品目として選定し、プレミアム基準の活用に係る検討を実施するものとする。

なお、試行対象品目は、専門委員会における議論、特定調達品目検討会における検討、業界団体や事業者、環境省内及び関係府省庁との調整等を踏まえ、第 2 回専門委員会までに選定するものとする。

(3) 環境省における試行

試行対象品目ごとに、国等の機関の調達者にとって調達方針への反映方法の参考となる「ひな形」を作成するとともに、平成 27 年度において環境省がプレミアム基準を活用した調達の試行を行うものとする。

なお、プレミアム基準を活用した判断の基準等については、平成 27 年度の環境省における調達の試行結果を踏まえ、国等の機関に対する普及・周知のための方策について検討を実施する。

今後国等の機関において、プレミアム基準を活用した判断の基準等の調達方針への反映が促進され、さらに基本方針に適切に位置づけることにより、物品等の製造・提供事業者の技術開発を促すためのインセンティブとなり、より環境に配慮した物品等の市場への供給が期待される。

プレミアム基準の活用イメージ

- ・特定調達品目の「配慮事項」の数値化（プレミアム基準としての活用を促す）
- ・基準の選択方式の導入

【現在】

基本方針

【判断の基準】

以下の1～2を満たすこと。

1. 年間消費電力量800kWhを下回ること。
2. 再生材を15%以上使用していること。

必須
項目

【配慮事項】

- ア 省エネ性能が出来る限り高いこと。
- イ 再生利用の容易さに配慮されていること。
- ウ CO2排出に削減にできる限り配慮されていること。

任意
項目

プレミアム基準

- A CFP認証又は同等以上
- B 代替フロン未使用
- C 製品の回収・リサイクルシステム
- D …

【活用例】

プレミアム基準例

【判断の基準】

以下の1～3を満たすこと。

1. 年間消費電力量800kWhを下回ること。
2. 再生材を15%以上使用していること。
3. 以下のうち、3項目以上を満たすこと。

- ア 年間消費電力量720kWhを下回ること。
- イ 再生材を25%以上使用していること。
- ウ カーボンオフセット取得又は同等以上
- エ CFP認証又は同等以上
- オ 代替フロン未使用
- カ 製品の回収・リサイクルシステム
- キ …